

平成二十二年三月五日提出
質問第二一四号

政治主導確立法案に関する質問主意書

提出者
山内康一

政治主導確立法案に関する質問主意書

「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」(平成二十二年二月五日閣議決定)について質問する。

一 今回の法案において、国家戦略局長を官房副長官とし、特命担当大臣を制度上設けなかったのはなぜか。昨年九月来置かれていた、国家戦略担当大臣というポストは廃止するのか。

二 仮に廃止しない場合、今回の法案に係る説明資料図によれば、国家戦略局長は官房長官の直下と位置付けられているが、指揮命令系統はどうなるのか。

三 三名の官房副長官補は、国家戦略局長の業務に関与するのか。

四 官房副長官補室(旧・内政審議室、外政審議室、安全保障・危機管理室)と、国家戦略局長は、どのように業務を分担するのか。また、指揮命令系統、業務分担の面で、両者の業務が混線して支障をきたすことのないよう、どのような措置を講ずるのか。

右質問する。